

## 令和8年度介護特定技能外国人マッチング支援事業委託業務 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、令和8年度介護特定技能外国人マッチング支援事業委託業務を委託する業者を選定するにあたり、優れた企画力や遂行力をもつ事業者の創意工夫やノウハウの活用が重要であることから、最も適切な創造力、企画力、運営経験などを有する事業者に委託するために実施する公募型プロポーザル（企画提案募集。以下「プロポーザル」という。）方式の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

なお、本業務は、愛媛県の令和8年度当初予算の成立を経て実施するものであり、事業の中止や内容の変更もあるので留意すること。

### 第1 委託業務の概要

#### 1 業務名

令和8年度介護特定技能外国人マッチング支援事業委託業務

#### 2 業務内容

別添「令和8年度介護特定技能外国人マッチング支援事業委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

#### 4 委託料の上限

10,957,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※本業務が実施されない場合、企画提案者はそれまでに発生した一切の費用を請求することはできない。

### 第2 公募型プロポーザルへの参加資格

本業務に係るプロポーザル参加者は、次の要件を全て満たす者とする。

- 1 愛媛県知事の審査を受け、令和8～10年度における製造の請負等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている、又は契約締結までに登録が予定されていること。なお、本社、支社等の別は問わない。
- 2 委託業務に関するノウハウ及び体制を有し、かつ当該業務委託を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。また、職業安定法（昭和22年法律第141号）による有料職業紹介事業者としての許可を受け、国外にわたる職業紹介の届出を行っていること。
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定のいずれにも該当しないこと。
- 4 国又は地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていないこと。
- 5 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の

決定を受けている者を除く。)でないこと。

- 6 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てをしている者でないこと。
- 7 企画提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者に該当しないこと。
- 9 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- 10 共同企業体で参加しようとする場合は、代表者は「1から9」の資格要件を満たすとともに、構成員は「2から9」の資格要件を満たすこと。また、構成員として参加する場合、同時に単独での参加はできない。

### 第3 スケジュール（予定）

- |             |                 |
|-------------|-----------------|
| 1 企画募集開始    | 令和8年2月19日（木）    |
| 2 質問書受付期限   | 令和8年3月4日（水）17時  |
| 3 参加申込書提出期限 | 令和8年3月4日（水）17時  |
| 4 企画提案書提出期限 | 令和8年3月23日（月）17時 |
| 5 審査結果通知    | 令和8年3月下旬        |

### 第4 応募手続

#### 1 担当窓口

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課企画係

住所：〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号：089-912-2383 FAX：089-921-8004

電子メールアドレス：hokenhukushi@pref.ehime.lg.jp

※電話連絡及び書面の提出は、平日の9時から17時まで（正午から13時までを除く。）とする。

#### 2 質問の受付及び回答

企画提案の参加に当たって質問事項等がある場合は、質問書（様式1）により受け付ける。

なお、提案書類の記載内容及び審査基準に関する質問、他の参加申込者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるので、受け付けない。

##### （1）受付期間

令和8年2月19日（木）から3月4日（水）17時まで（必着）

##### （2）提出方法

質問書（様式1）を電子メールで第4の1のアドレスに送信すること。

なお、件名は「令和8年度介護特定技能外国人マッチング支援事業委託業務に関する質問」とし、送信後、第4の1窓口に電話で着信確認を行うこと。

### (3) 回答方法

質問及び回答内容は、参加申込書の提出があった全ての者に対し、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者のみ回答する。なお、電話や来訪による口頭での質問は受け付けない。

## 3 参加申込書の提出

企画提案への参加を希望する事業者は、次の(1)の書類を提出すること。

### (1) 提出書類

#### ①参加申込書(様式2)

・共同企業体は様式2-1及び様式3、様式3-1、共同事業体協定書の写しを提出すること。

#### ②付属書類(会社の概要等を記したパンフレット等)

・なお、共同企業体の構成員で、第2の1の競争入札参加資格者一覧に登録を予定していない場合は、「履歴事項全部証明書(提出日の3か月以内の原本)」を添付すること。

### (2) 提出期限

令和8年3月4日(水)17時(必着)

### (3) 提出方法・提出先

持参、郵送又はメールにより、第4の1の窓口へ提出すること。

なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

また、メールによる提出を希望する場合は、まずは第4の1のアドレスに県の担当者及び上席者の電子メールアドレスの確認依頼を送信すること。その際、件名は「令和8年度介護特定技能外国人マッチング支援事業委託業務の参加申込書提出に当たっての送信先確認依頼」とし、送信後、第4の1窓口に電話で着信確認を行うこと。

ただし、共同企業体で参加しようとする場合に提出が必要となる「誓約書(様式3)」及び「委任事項(様式3-1)」は、持参又は郵送に限る。

### (4) 参加辞退

参加申込書提出後に参加辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。

## 4 企画提案書の作成・提出

企画提案書は、仕様書及び別添「企画提案書作成要領」に基づいて作成し、次のとおり提出すること。

### (1) 提出期限

令和8年3月23日(月)17時(必着)

### (2) 提出物

企画提案書（正本1部、副本5部）

(3) 提出方法・提出先

持参又は郵送（書留）により、第4の1の窓口に出すこと。なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

(4) 留意事項

①企画提案書は、1者1提案のみとする。

②第1の4の委託料の上限額を超えるものは、審査の対象としない。

5 企画提案書の取扱い

(1) 提出後の企画提案書については、原則として再提出及び差替えは認めない  
ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合がある。

(2) 提出期限後において、提出書類は理由を問わず返却しない。

(3) 提出された書類は、必要に応じ複写することがある。

(4) 提案を取り下げの場合は、取下げ願い書（任意様式）を提出するものとする。なお、取下げ願い書の提出があった場合でも、提出された企画提案書は返却しない。

(5) 提出期限までに企画提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

(6) 次のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。

①企画提案書や申告書に虚偽の記載をした場合。

②参加条件を満たさない事業者や選考過程で参加条件を満たさなくなった場合。

③誤字、脱字等により必要事項が確認できない場合。

④その他、企画提案に関する条件に違反した場合。

第5 業務予定者の選定方法

1 次の基準に基づき審査を行い、業務予定者を選定する。

項目	審査のポイント	配点
業務内容の理解度	○事業の趣旨や目的を十分に理解した提案内容になっているか。 ○本県の介護現場の状況・課題等を適切に踏まえた提案内容になっているか。	10
業務の計画及び実施方法	○業務を確実に遂行するための具体性や妥当性、実現可能性を伴い、優れているか。 ○本県の介護施設等が必要とする優秀な介護特定技能外国人を確保・マッチングできる内容となっているか（特定技能外国人の日本語能力・介護技術の質が確保されているかなど）。 ○本事業の目標（県内介護施設等との特定技能外国	20

		人マッチング人数：70人以上)を達成できる内容となっているか。	
	提案内容における創意工夫	○本県の介護施設等及び特定技能外国人へのサポート内容・体制は十分なものとなっているか。 ○介護特定技能外国人が在留期間中、本県に定着することに効果的な提案となっているか。 ○短期的な成果や業務の継続性、発展性が見込まれるか。	20
	同種業務の受託実績	○同種の受託実績やその内容・成果は十分か。	10
実施体制	体制の充実度・役割分担	○スタッフの人数や実績が適切かつ信頼できるものとなっているか。 ○各スタッフに適切に役割が振り分けられており、円滑に業務を遂行できる体制となっているか。 ○県と随時、連絡・調整を図ることができるスタッフが配置されているか。	20
	業務遂行能力	○適切に業務を遂行できる能力を有する人員が配置されているか。 ○業務の実施スケジュールは適切か。	10
	費用計上の妥当性	○提案内容に即した適切な見積額となっているか。 ○積算内訳は明確かつ適切に記載されているか。 ○見積額に対して高い効果が期待できるか。	10

2 審査は、書面による。

## 第6 業務予定者の選定

### 1 審査方法

- (1) 選定委員会が企画提案書を採点し、最も優れた提案として評価した上位1位の者を、業務予定者とする。
- (2) 提案者が1者のみの場合は、審査の結果において審査得点が総得点の6割以上である場合に、業務予定者として選定する。

### 2 審査結果

審査結果は、審査後全ての提案者に書面で通知するとともに、愛媛県ホームページに業務予定者の名称を公表する。ただし、順位や採点結果を知らせるものではない。なお、審査内容に関する質問や異議は、一切受け付けない。

## 第7 公正なプロポーザルの確保

- 1 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 参加者は、競争を制限する目的で、他の参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- 3 参加者は、事業者選定前に他の参加者に対して提案書等を開示してはならない。
- 4 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 第8 契約

### 1 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、業務予定者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、県と業務予定者の双方が合意に至った場合に、業務予定者から見積書を徴し、別途定める予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

また、業務予定者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次点となった者と契約内容について協議を行った上で、契約を締結する場合がある。

### 2 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。

### 3 契約書の作成

契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。契約にあたり、電子契約を希望する場合は、見積書の提出期限までに第4の1のアドレスへ電子メールにより、電子契約同意書兼メールアドレス確認書（契約手続き時に別途送付する。）を提出すること。

契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

## 第9 その他

- 1 提出された参加申込書及び企画提案書は、業務予定者の選定以外の目的で使用しない。
- 2 企画提案書の作成及び提出等に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- 3 企画提案及び契約の手續並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。